

だんじり巡行する場合は要提出

【提出先】豊岡警察署交通課

2026 年 8 月 24 日

区 長 各 位

豊岡区長協議会 会長 深山 義行

秋祭りだんじり巡行に伴う「道路使用許可」の申請について

本年の秋祭りは 10 月 10 日、11 日に予定されていますが、その際だんじり巡行をされます場合は、事前に警察署の「道路使用許可」を受けていただく必要があります。

つきましては、別添のとおり許可申請に関する書類をお送りしますので、下記事項及び別紙の留意事項をご参照のうえ、代表者またはだんじり巡行の内容のわかる方が豊岡警察署に直接申請手続きいただきますようお願いいたします。

なお、今年度巡行を実施されない場合は、届出は不要です。

記

- 1 提出書類 (1) 申請書 (2) 位置図(コース図) (3) 見取図
※それぞれ 2 部ずつ提出
- 2 提出先等 豊岡警察署交通課 (Tel 24-0110)
- 3 提出期間 9 月 1 日 (火) ～ 9 月 30 日 (水) ※土日祝日を除く
〔午前〕 9 : 00～12 : 00 〔午後〕 13 : 00～16 : 00
- 4 交 付 日 豊岡警察署が指定する日時
※指定時間に必ず受け取りに行ってください。
- 5 手 数 料 申請 1 件につき、申請手数料として 2,000 円分の兵庫県証紙をご用意ください。署内の交通安全協会又は金融機関で取り扱っています。
※収入印紙ではありませんのでご注意ください。
- 6 そ の 他 (1) 同一区内でだんじり巡行を 2 回以上される場合 (大人と子供で別々にされる場合等) に、それぞれの巡行でコースが異なると、別々の申請が必要となります。
(2) 申請内容によっては、警察署との協議が必要な場合がありますので、早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

■区長宛データは、こちらから確認することができます。

※ 様式等は 8 月 25 日配布分区長宛発送文書をご覧ください。

<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/soshiki/1026056/index.html>

トップページ > 市政情報・採用情報 > 市の組織・行政区 > 行政区向け情報

ページ番号 1026056 または「行政区向け情報」で検索



豊岡区長協議会事務局 (豊岡市地域づくり課内) 担当 : 米原・米田
TEL 21-9020 / FAX 24-8114

道路使用許可申請及び実施にあたっての留意事項

1. 提出いただく書類は、①道路使用許可申請書 ②位置図(コース図) ③見取図の3種類ですが、それぞれ2部ずつ提出をお願いします。
※豊岡警察署では、コピーサービスの提供はありませんので、必ず各区でご用意ください。
※申請手続きは、実施日の2週間前までにお願いします。
※②位置図(コース図)については、貴区でご用意ください。
 2. ①道路使用許可申請書は、別紙の記載例を参考にして記入ください。
複数日にわたりだんじりを実施される場合、各日ごとにそれぞれの日時をご記入ください。 申請者は必ず「区長など団体代表名」をご記入ください。また、申請日欄は「空白」のまま提出してください。
 3. ②位置図(コース図)は、A4サイズの図面に、だんじりの巡行経路を赤線で引き、あわせて順路を矢印で示してください。
(巡行経路が分かりやすいよう、できるだけ大きめの縮尺で作成をお願いします。また、巡行エリアが広く、A4サイズにより難しい場合は、それ以上のサイズの図面でも結構です。)
 4. ③見取図は、別添の記入例をもとに、だんじりのサイズや行列の長さなど、記入漏れの無いようにお願いします。
 5. 警護員は、必ず5人以上配置し、腕章等を使用してください。なお、子供会にはなるべく多くの方がついて警備に当たってください。
なお、警護員には必ず飲酒されていない方を配置してください。
別添「見取図」に必ず警護員の氏名を記入してください。
 6. 現場責任者は、巡行の最初から最後まで現場にいる方で、責任のもてる方を充ててください。(事故が起こった場合に、責任を問われることがあります。)
 7. 現場責任者の電話番号は、携帯電話をお持ちであればその番号を記入してください。
 8. 主要幹線道路(国道、県道、市道のうち生田線、寿線、大開線、京極線等)での通行及び朝夕の通勤ラッシュ時の通行は、できるだけ自粛してください。
 9. 道路使用許可に係る道路交通法による許可条件及び遵守事項は、許可証の交付の際に警察署から説明があります。
 10. だんじりのコースに道路工事(片側通行等)が行われていないか事前に確認していただき、事故の無いようにお願いします。
 11. 昨今の社会情勢の変化から、地域の祭りといえど、通行される方や地域住民の方の理解が得られにくくなっております。各種トラブルには十分に注意して対応してください。
- ★ 警察との申し合わせにより夜間のだんじり巡行は、遅くとも午後10時までに終了していただくようお願いします。